

平成18年3月28日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部労災保険業務室長

「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく特別遺族給付に係る
機械処理について（「給付統計システム」）

「石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）」、「石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（平成18年政令第37号）」及び「石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成18年厚生労働省令第39号）」が平成18年3月27日に施行されたところであるが、今般、同法に基づき新たに設けられた特別遺族給付に係る「給付統計システム」の機械処理事務について下記のとおり定め、平成18年4月から実施することとしたので、管下の労働基準監督署に周知のうえ、事務処理に遺漏のないようお願いしたい。

記

特別遺族給付金の新設に伴う「労災保険業務機械処理事務手引（給付統計データ関係）平成13年4月」（以下「手引」という。）における取扱いの変更点について、該当頁ごとに次の内容を加えるものとする。

1 給付の種別・種類について（手引P.8）（別紙1参照）

特別遺族給付金を次のとおり分類し、給付の種別・種類のコードを附することとする。

特別遺族一時金 [4-7]

特別遺族差額一時金 [4-8]

特別遺族年金（未支給を含む） [4-9]

2 特別遺族給付金に係る集計について（3～5参照）

(1) 新設された給付の種別・種類ごとに下記のとおりとする。

イ 特別遺族一時金 [4-7] は、遺族補償一時金（「業務災害」） [4-1] に含めて集計する。

ロ 特別遺族差額一時金〔4-8〕は、遺族補償差額一時金（「業務災害」）〔4-4〕に含めて集計する。

ハ 特別遺族年金（未支給を含む）〔4-9〕は遺族補償年金（未支給を含む）（「業務災害」）〔4-2〕に含めて集計する。

(2) 上記イについては、「合計（業通二計）」においても同様に特別遺族給付金を含めることとし、また、いずれの給付の種別・種類においても保険給付費のみが対象となり、特別支給金に影響はない。

3 会計帳簿との突合について

(1) 配信リストについて（手引P.45）

局署に配信される「給付種類別データリスト合計表」（以下「配信リスト」という。）においては、特別遺族給付金を従来の遺族補償給付（「業務災害」・「業通二計」）に含めて集計し、出力する。

すなわち配信リスト（「業務災害」・「業通二計」）の次の項目において特別遺族給付に係る給付額等を計上し、出力することとする。

イ 「一時金」の項目において、従来の一時金〔4-1〕に特別遺族一時金〔4-7〕を含めて集計する。

ロ 「一時金・年金」の項目において、従来の遺族補償差額一時金（「業務災害」）〔4-4〕に特別遺族差額一時金〔4-8〕を含めて集計する。

ハ 「未支給年金」の項目において、従来の遺族補償年金（未支給のみ）（「業務災害」）〔4-2〕に特別遺族年金（未支給のみ）〔4-9〕を含めて集計する。

(2) 給付支払調査票（帳票種別36102）の処理について（手引P.7~44）

上記（1）のリストにおける「遺族補償給付」の「一時金」イ、「一時金・年金」ロ及び「未支給年金」ハについて、会計帳簿と突合した結果、差額が生じた際には、給付支払調査票により訂正することとするが、給付の種別・種類（項番⑨、⑩）を記入するにあたり、従来の遺族補償給付に係る給付における差額であるか、新設の特別遺族給付に係る給付における差額であるかを判別し、これに応じて上記1（別紙1）の各給付の種別・種類のコードを適切に使用することとし、後者である場合には別紙2及び別紙3に留意することとする。

4 情報検索及び管理資料について（手引P.65）

(1) 給付状況検索（帳票種別36101）について

給付状況検索（帳票種別36101）を行った際、裏面出力帳票（帳票種別553）において、特別遺族給付金を従来の遺族補償給付（「業務災害」・「合計二計」）に含めて集計し、出力する。

(2) 管理資料の送付について

局からの依頼時及び決算時（毎年7月）に送付する下記（イ）～（ニ）のリストにおける「遺族」及び「合計」に係る欄には、特別遺族給付金を含めて集計し、出力する。

イ 給付データリスト（遺族）（手引 P. 48）

ロ 第1表補償給付支払状況平均支払額（月報・決算）（2）（手引 P. 50）

ハ 第2表特殊適用別補償給付支払状況（3）（手引 P. 52）

ニ 年金支払状況（月報・決算）（2）（手引 P. 54～56）

※上記イの出力項目「傷病年月日」については、特別遺族給付の場合「死亡年月日」と読み替えること。

5 労災保険事業月報等について

「労災保険事業月報」、「労働者災害補償保険事業年報」及び「保険給付等機械処理決算状況」中の「遺族補償一時金」及び「遺族補償年金」の出力欄にはそれぞれ「特別遺族一時金」及び「特別遺族年金」を含めて集計し、出力する。

※機械処理で不明な点がある場合、当室統計調査係あてご照会願いたい。

TEL 03-3920-3311（内線：343、342）

○手引第8頁関連

給付の名称		給付の 種 別	給付の 種 類	短期給付キー (特別遺族給付キー)	長期給付キー (年金証書番号)	二次健診等給付キー
遺 族	一時金(短期)	4	1	○	×	×
	年金(未支給年金)	4	2	×	○	×
	前払一時金	4	3	×	○	×
	差額一時金	4	4	×	○	×
	定額の特別支給金のみ	4	6	×	○	×
特別 遺族 給付 金	特別遺族一時金	4	7	○	×	×
	特別遺族差額一時金	4	8	×	○	×
	特別遺族年金(未支給年金)	4	9	×	○	×

※特別遺族給付金データを処理する場合、現行の年金・一時金における短期給付キーに代えて、次の特別遺族給付金キーを使用する。

特別遺族給付金キー＝労働保険番号(14桁)＋死亡労働者等生年月日(7桁)＋死亡年月日(7桁)

ハ 記入項目

項目番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	22	23	26	33	34	35	36	39	40	41	42	
項目名		支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／受診者生年月日	傷病年月日／二次健康診断受診年月日	年金証書番号	業通二別	給付の種類	給付の種類／特例コード	取消等の表示	新規継続再発の別	給付日数	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	特別支給金A	特別支給金B	支払（回収）年月日	支払（回収）決定年月日	療養開始年月日	障害・傷病等級号	給付基礎日額	算定基礎日額	平均賃金	性別	傷病性質	傷病部位又は通勤方法	事故の相手方	
給付の種類	遺族(補償)一時金	○	▲	△	○	○	○	×	1,3	4	1	×	×	○	▲	▲	▲	5	△	△	△	○	○	▲	×	○	△	▲	▲	▲	▲	▲	
	遺族(補償)年金	○	▲	△	▲	▲	▲	○	1,3	4	2	×	○	○	▲	▲	▲	5	△	×	△	○	○	▲	×	○	△	▲	▲	▲	▲	▲	
	遺族(補償)年金前払一時金	○	▲	△	▲	▲	▲	○	1,3	4	3	×	×	○	▲	▲	▲	5	○	×	×	○	○	▲	×	○	×	▲	▲	▲	▲	▲	
	遺族(補償)年金差額一時金	○	▲	△	▲	▲	▲	○	1,3	4	4	×	×	△	▲	▲	▲	5	△	△	△	○	○	▲	▲	○	△	▲	▲	▲	▲	▲	
	障害特別支給金(定額)のみの支払	○	▲	△	▲	▲	▲	○	1,3	4	6	×	×	×	▲	▲	▲	5	×	○	×	○	○	▲	×	×	×	▲	▲	▲	▲	▲	
	特別遺族一時金	○	▲	△	○	○	○	×	1	4	7	×	×	×	×	▲	▲	5	○	×	×	○	○	×	×	×	×	×	▲	▲	▲	×	
	特別遺族差額一時金	○	▲	△	▲	▲	▲	○	1	4	8	×	×	×	×	▲	▲	5	○	×	×	○	○	×	×	×	×	×	▲	▲	▲	×	
	特別遺族年金	○	▲	△	▲	▲	▲	○	1	4	9	×	○	○	×	▲	▲	5	○	×	×	○	○	×	×	×	×	×	▲	▲	▲	×	
	決定の変更	追給又は増額訂正	○	▲	△	△	△	△	△	1,3	4	○	6	×	△	▲	▲	▲	5	△	△	△	○	○	▲	▲	×	×	×	▲	▲	▲	▲
		回収	○	▲	△	△	△	△	△	1,3	4	○	2	×	△	▲	▲	▲	5	△	△	△	○	○	▲	▲	×	×	×	▲	▲	▲	▲
全額回収又は取消し		○	▲	△	△	△	△	△	1,3	4	○	1	△	△	▲	▲	▲	5	△	△	△	○	○	▲	▲	△	△	▲	▲	▲	▲	▲	

○…… 必ず記入する。 ×…… 記入しない。 △…… 該当する場合は記入する。 ▲…… 特殊事由コードが有りの時、該当する場合に記入する。

※1 項目番号18, 19及び20の全てが0又は空白としないこと。

※2 給付システムにより作成された給付データ又は給付支払調査票による入力データを問わず、当初のデータが支払であるときの取消又は訂正は、「決定の変更」のいずれかにより作成する。

なお、記入項目及び記入内容は、二重線より上の各給付の種類により判断する。

○手引第30～34頁関連

(下記項目以外は「遺族補償一時金」、「遺族補償年金」及び「遺族補償年金差額一時金」の記載方法と同様である。)

項目 番号	項目名	記入要領
6 (P. 30)	傷病年月日 (死亡年月日)	<p>傷病年月日でなく、死亡労働者等の死亡年月日を入力する。先頭一桁目に次の元号コードを記入し、続けて年月日を和暦で入力する。</p> <p><元号コード></p> <p>昭 和・・・ 5</p> <p>平 成・・・ 7</p>
8 (P. 30)	業通二別	<p>次のコードを記載する。</p> <p>業 務 災 害・・・ 1</p>
10 (P. 31)	給付の種類/特例コード	<p>特別遺族給付金の場合</p> <p>a 特別遺族一時金・・・ 7</p> <p>b 特別遺族差額一時金・・・ 8</p> <p>c 特別遺族年金 (含、未支給年金) ・・・ 9</p>
13 (P. 34)	給付日数	<p>取扱いが遺族補償年金の場合と同様である。未支給の特別遺族年金については、1ヶ月分の時は30日、2ヶ月分の時は60日を記入すること。</p>